

添付法令資料 4 :

ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告に関する  
2018年6月29日付インドネシア中央銀行理事会規定 No.20/14/PADG/2018 (目次)  
同年7月1日施行

- 第1章 総則 (第1条)
- 第2章 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の報告者及びデータ範囲
  - 第1節 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の報告者 (第2条)
  - 第2節 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告のデータ範囲 (第3条ないし第5条)
- 第3章 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の提出手続
  - 第1節 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の提出に係る技術的手順 (第6条ないし第8条)
  - 第2節 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の提出期間 (第9条ないし第12条)
  - 第3節 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の訂正の提出期間 (第13条)
  - 第4節 ノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告及び/又はノンバンク及びカストディアンのマネー・マーケット報告の訂正の提出に関する遅延 (第14及び第15条)
  - 第5節 技術的干渉 (第16条及び第17条)
  - 第6節 不可抗力 (第18条)
- 第4章 監督
  - 第7節 (原文ママ) 監督及び指導 (第19条及び第20条)
- 第5章 質問の提出及び/又は連絡 (第21条及び第22条)
- 第6章 経過規定 (第23条)
- 第7章 終則 (第24条)